



弁護士法人 広島みらい法律事務所ニュース

広島市中区八丁堀2-31 鴻池ビル5階 電話082(511)7772 FAX082(511)7773

- 法的サービスをすべての方へ -

第5号 (平成22年11月9日)

裁判所の種類について

裁判所には、簡易裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、高等裁判所、最高裁判所があります。

簡易裁判所は、各都道府県内に何か所かあり民事調停や裁判、刑事事件のうち金額の少ないもの(具体的には、140万円以下)や刑が軽いものを取り扱い、**地方裁判所**は、各都府県に1か所ずつあり(北海道は4か所)民事や刑事事件のうち簡易裁判所で取り扱う以外のものを担当します。**家庭裁判所**は、離婚や相続などの家事調停や裁判、ならびに少年事件を扱います。**高等裁判所**は、中国地方・九州地方など全国8ブロックに1つずつあり地方裁判所・家庭裁判所の控訴事件などを扱っています。

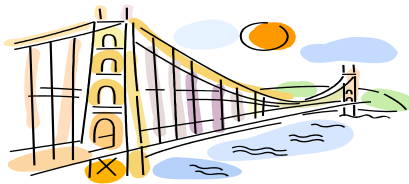
どこの裁判所に訴えるの？

裁判をする場合は、これらの裁判所のうち**原則として相手方が住んでいるところにある裁判所**に訴えます。例えば、相手方が福山市に住んでいる場合は、福山の裁判所です。

しかし、例えば、広島市内で起きた交通事故による損害賠償事件であれば**事件が発生した場所の裁判所**に訴えることが可能であり、貸金請求事件であれば、**貸した人が住んでいるところにある裁判所**に訴えることが可能です。

このように裁判がどこの裁判所で行われるかについてはけっこう複雑です。

事件の依頼を受けた弁護士は、①原告として裁判を起こすときには、依頼者にとって行きやすい裁判所を選択し、②被告として遠くの裁判所に訴えられた場合には、近くの裁判所に移送の申し立てをする等の対応をとります。(二國則昭)



11月1日から尾道支所の 弁護士が交代します！

当事務所の尾道支所は、司法アクセス障害を解消し、市民に対する法的サービスを一層充実させるために、平成20年11月1日に開設されました。それ以来、長場弁護士が支所長として業務を行ってきましたが、平成22年10月末をもって退所し、後任として、成廣弁護士が就任します。なお、任期を終えた長場弁護士は広島市内で独立します。当事務所から初めて巣立つ長場弁護士を今後も応援し、これからも協力していきたいと思えます。

～成廣弁護士から一言～

地域の方々様々な法的ニーズに応えられるよう、当事務所の本所や関係機関とも連携して、尽力していきたいと思っておりますので、宜しくお願いします。JR 在来線尾道駅から海側徒歩2分の場所に事務所があります。電話で予約の上、お気軽にご相談下さい。(TEL:0848-21-0045)

12月1日に大竹支所が開設される予定です！

詳細は、次号でお伝えします。



法律フク★クイズ

死亡時に財産を受け継がせる方法として遺言という方法があります。さて、遺言の方式は何種類あるでしょうか。正解は次号で発表します。

前号のクイズの正解ですが、日本の裁判では、訴えられたり申し立てられたりした人の利益を重んじるとの原則があり、その原則に従い相手方の住む東京の家庭裁判所か、相手方との話し合いで決めた家庭裁判所に申し立てることになります。左記記事も参考にしてみてください。

平成22年11月と12月の 法律相談会のご案内

●「年末全国一斉相談会(労働問題、生活保護・公的給付・多重債務等の生活問題に関して)」

11月29日(月)30日(火)10時から17時／広島駅エールエール地下広場にて／相談無料(予約不要)／主催&問い合わせ先：広島弁護士会
TEL:082-228-0230

※上記相談会につき12月1日(水)の10時から17時までは電話相談のみ(TEL:0120-158-794)を実施

当事務所の弁護士に相談するには、平日の9時～18時の間に、お電話(082-511-7772)で予約して下さい。相談日時は、原則として、平日の9時～17時半、土曜日の13時～15時半です。

当事務所では、尾道支所を開設し、尾道市や三原市等の周辺のご相談も積極的に受け付けています。

詳細は、ホームページでご確認下さい。 <http://www.hiroshima-mirai.com/>

本ニュースに関するご意見・ご要望も当事務所までお電話でお願いします。

所属弁護士：二國則昭、定者吉人、大村真司、紅山綾香、滑川和也、成廣貴子、見之越常治、森井基嗣、渡邊圭輔